別表の一の表福島県の項中「二級地」を「三級地」に改める。

別表の一の表栃木県の項の次に次のように加える。

群馬県	利根郡片品村大字鎌田四〇一〇	片品自然保護官事務所	一級地

別表の一の表長野県の項中「

松本市安曇四四六八	上高地自然保護官事務所	二級地

」を「

松本市安曇四四六八	上高地自然保護官事務所	二級地
木曽郡木曽町日義四七七四	中部地方整備局飯田国道事務所木曽維持出張所	一級地

」に改める。

別表の一の表岐阜県の項の次に次のように加える。

静岡県	榛原郡川根本町犬間五四一の三	中部地方整備局長島ダム管理所	一級地

別表の一の表長崎県の項の次に次のように加える。

大分県	玖珠郡九重町大字田野二六〇の二	くじゅう自然保護官事務所	一級地

別表の一の表備考第一項中「、平成二十三年三月七日」を「平成二十三年三月七日、室蘭開発建設部二風谷ダム管理所、川湯自然保護官事務所、片品自然保護官事務所、中部地方整備局飯田国道事務所木曽維持出張所、中部地方整備局長島ダム管理所及びくじゅう自然保護官事務所に係るものにあつては同年四月一日」に改め、同表備考第二項中「ウトロ自然保護官事務所」の下に「、室蘭開発建設部日高道路事務所」を加える。

別表の二の表を次のように改める。

二　冬期に限り特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	夕張市南部東町	札幌開発建設部大夕張ダム管理所	一級地
	上川郡上川町旭町三九の一	旭川開発建設部旭川道路事務所第二工務課	
	上川郡上川町中央町九八の四	上川自然保護官事務所	
青森県	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附五〇四の三六	六ヶ所原子力安全管理事務所	一級地
	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附五〇四の三六	六ヶ所保障措置センター	
	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一の六七	六ヶ所原子力保安検査官事務所	
福島県	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上五の一	東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所	一級地
群馬県	利根郡みなかみ町夜後二六	関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所藤原ダム管理支所	一級地

備考　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十三年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一二三―五

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中ロをニとし、イをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ　沖縄連絡室沖縄分室の業務

第三条第二号にイとして次のように加える。

イ　地域活性化統合事務局の地方連絡室の業務

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十一号ト中「技術管理センター準備室」を「技術管理センター」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第十二号を第十一号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第八号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会文書管理規則（平成十三年国家公安委員会規則第五号）の全部を改正するこの規則を制定する。

平成二十三年四月一日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

国家公安委員会行政文書管理規則

（目的）

第一条　この規則は、国家公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う行政文書の管理に関し必要な事項を定めることにより、行政文書の適正な管理を確保し、もって事務の適正かつ能率的な遂行及び公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において「行政文書」とは、法第二条第四項に規定する行政文書のうち、公安委員会の委員長及び委員（専門の事項を調査審議させ、又は意見を提出させるため公安委員会に置かれる職員を含む。以下同じ。）並びに警察庁長官官房国家公安委員会会務官（以下「会務官」という。）及び会務官に置かれる職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、これらの者が組織的に用いるものとして、公安委員会が保有しているものをいう。

2　この規則において「行政文書ファイル」とは、法第五条第二項に規定する行政文書ファイルであって、公安委員会が保有する行政文書に係るものをいう。

3　この規則において「行政文書ファイル等」とは、法第五条第五項に規定する行政文書ファイル等であって、公安委員会が保有する行政文書に係るものをいう。

4　この規則において「行政文書ファイル管理簿」とは、法第七条第一項に規定する行政文書ファイル管理簿であって、公安委員会が保有する行政文書に係るものをいう。

（公安委員会の保有する行政文書）

第三条　公安委員会が保有する行政文書は、次のとおりとする。

一　公安委員会の会議録（公安委員会の会議に提出された行政文書であって、公安委員会が会議録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）

二　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十二条の二に規定する事務に関する行政文書

三　公安委員会の運営に関する定めその他公安委員会の委員長又は委員の作成に係る公安委員会の意思決定に関する行政文書（前号に掲げるものを除く。）